

内航海運業におけるセーフティネット保証第5号（緊急保証制度）の適用について

＜セーフティネット保証（第5号）制度の概要＞

・セーフティネット保証制度とは、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額（普通保証2億円等）に（さらに）別枠で保証を行う制度である。（中小企業信用保険法）
→これにより、保証額が最大2倍受けられる。

・指定された業種を営む中小企業者は、売上高等の減少につき市長村長又は特別区長から受けることにより、金融機関から借入を行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の対象となる。

（注）市長村長等の認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

＜保証の内容＞

① 保険限度額の別枠化

（一般保険限度額）

- ・普通保険 2億円
- ・無担保保険 8,000万円 +
- ・無担保無保証人 1,250万円

（別枠保証限度額）

- ・普通保険 2億円
- ・無担保保険 8,000万円
- ・無担保無保証人 1,250万円

② 保証料率の引下げ

普通保証（平均）1.35%→0.8%以下に軽減

1. 原油高騰の影響を受けている国内旅客船（長距離フェリーを含む）においては、平成18年1月～3月期以降、業種指定を受けている。

（沿海旅客海運業、内陸水運業）

・「沿海旅客海運業」とは、日本沿岸諸港間（港湾内を除く）を船舶により主として旅客の運送を行う事業（国内定期・不定期航路業）をいう。

・「内陸水運業」とは、港湾旅客海運業、河川水運業、湖沼水運業をいう。

2. 平成20年4月から原油高騰の影響を受けている内航運送業（沿海貨物海運業）についても新たに業種指定を受けた。

・「沿海貨物海運業」とは、内航運送をする事業（オペレータ）をいう。

※なお、内航船舶貸渡業については、平成21年2月27日から業種指定の適用開始。

・「内航船舶貸渡業」とは、内航運送業者に対し、船舶を貸渡す事業（オーナー）をいう。